

農地中間管理機構を通じた農地の貸付に伴う固定資産税の軽減措置誤りについて

平成28年度の地方税法の改正による農地中間管理機構へ貸し付けられた農地に対する固定資産税の軽減措置が適用されていなかったことが判明しました。

対象となる納税者の皆様には心からお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが無いよう再発防止に努めてまいります。

1 概要及び原因

農地中間管理機構に平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に農地を貸し付けた場合、固定資産税の課税標準額が軽減される制度が平成28年度に創設され、所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を同一年内に新たに農地中間管理機構に貸し付けた場合、その農地に係る固定資産税の課税標準額が2分の1に軽減（貸付期間が10年以上で3年間、15年以上で5年間軽減）されるものであります。

制度改正以降、平成29年度から平成30年度については軽減措置を適用しておりましたが、農業委員会から提供される農地中間管理機構へ貸し付けられた農地情報を基に対象者を把握して軽減措置を適用するところ、農業委員会と税務課の適切な情報共有がなされていなかったため、令和元年度から令和7年度において課税誤りがあることが判明したものです。

2 発見の経緯

令和7年6月13日付け農林水産省より固定資産税の軽減措置について注意喚起を促す通知文書が発出されたことを受け、過去に遡って調査を行った結果、固定資産税の課税誤りが判明しました。

なお、対象となる農地にほ場整備事業による換地がなされている農地もあり、現況と過去の課税用地との確認作業に時間を要したため、この度の公表となっております。

3 影響（令和7年8月29日現在）

（1）対象者：平成29年度以降に農地中間管理機構へ貸し付けた農地の所有者

（2）貸付人数：326名

（3）還付対象：過年度分 令和元年度～令和6年度に係る分（過納分の還付）

150名 1,598,521円

現年度分 令和7年度分（税額修正）

36名 143,163円

合計 186名 1,741,684円

（うち最高額 68,700円、最小額 300円）

4 対応と再発防止策

軽減措置を適用していなかった方々には、通知文書によりお詫びと詳細を説明し、既に納付されたことにより生じた過誤納金について速やかに還付し、納期未到来等で未納付の方々には、税額を更正の上納付書を再送付いたします。

再発防止策については、農業委員会において、1年間に農地中間管理機構へ貸し付けられた農地を基に軽減対象者リストを複数職員で作成・確認し、税務課へ提供し、税務課においては、提供された軽減措置対象者について、税の賦課作業時に農業委員会へ照会し、誤りがないか相互に確認を徹底いたします。

問い合わせ

東松島市農業委員会事務局 電話 0225-82-1111（内線 2150）
東松島市市民生活部税務課 電話 0225-82-1111（内線 1130）